



# 芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

## コロナ禍の今、「大砲よりバター」を

ヨーロッパでは、古くから「大砲よりバターを」のスローガンのもと、軍事費より国民の暮らしを優先させようという運動があります。新型コロナウイルス禍の今日ほど、軍事費を取るか社会保障など民生費を取るか、厳しい選択を迫られている時はありません。それにもかかわらず、防衛省は2021年度防衛費として総額5兆3422億円を計上（コロナ対策予備費も5兆円）、7年連続で過去最大を更新中です。防衛費は現在まで30年間GDPの1%以下をкаろうじて守ってはいますが、岸防衛大臣は内外のマスコミインタビューで「1%枠にはこだわらない」と明言しています。菅首相も「防衛費はこれまでの目安にとらわれず、必要な防衛費は確保する」（8/12米誌ニューズウィーク電子版掲載）と表明、防衛予算には歯止めがかかりません。

コロナ禍で脆弱さが浮き彫りになった国内の医療、福祉の立て直しが喫緊の課題であるにもかかわらず、防衛費の聖域扱いは許せない。国際的にもコロナ禍においては軍拡競争ではなく「コロナ軍縮」を目指すべきであり、米国と中国の対立が激しくなっている今こそ、唯一の戦争被爆国であり、憲法9条を持つ「非戦の国」であることを活かした外交努力により、対立から協調に導く役割をはたすべきです。

### 「緊急事態条項」加憲は許さない

そして、いま注意しなければいけないのはコロナ危機に乗じて、緊急事態条項を憲法に創設しようとする改憲の動きです。6月に国民投票法改正案が成立したことを受けて、早くも自民党からは緊急事態条項を加憲することについての発言が相次いでいます。しかし、緊急事態条項が憲法に加えられてしまったら、首相が「緊急事態」と宣言すれば、国会の議論を経ずに憲法秩序を一時停止して、ごく一部の権力による国家のコントロールが可能になってしまいます。立憲主義も基本的人権も無視されてしまい、これほど危険なことはいない。“法令である緊急事態宣言”と“憲法である緊急事態条項”とは、全く似て非なるものであることに注意しなければなりません。

かつてナチスドイツの独裁を許したワイマール憲法の「国家緊急権」。これこそが、自民党が憲法に追加しようとしている緊急事態条項です。

(片岡隆 記)

